

## 津島市地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、愛知県と共同して行う地方就職学生支援事業において、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、津島市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 市長は、第2項及び第3項に定める要件を満たす者からの申請に基づき、支援金を交付する。

2 移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市に転入していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

ウ 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

エ 本市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日）から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 津島市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 31 日津島市条例第 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他本市又は愛知県が支援金の対象として不適当と認めた者ではないこと。

3 就業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する法人等に第 2 条第 2 項第 1 号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから 1 年以内に就職していること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者ではないこと。

(3) 津島市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 31 日津島市条例第 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等ではないこと。

(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(5) 交通費の申請に当たっては、就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業ではないこと。

(6) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(7) 愛知県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、愛知県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（支援金の額）

第 3 条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交通費は、最大 12 千円とする。

(2) 移住に係る経費は（以下「移転費」という。）、最大 81.5 千円とする。

2 支援金の交付は、交通費、移転費それぞれ 1 人 1 回限りとする。

（交付の申請）

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者は津島市地方就職支援金交付申請書（様式 1）及び添付資料（様式 1 別紙 1 から別紙 3 まで）、就業・内定証明書（様式 2）、本人確認書類及び第 2 条に掲げる要件を満たすことを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、津島市地方就職支援金交付決定通知書（様式 3-1）又は津島市地方就職支援金不

交付決定通知書（様式３－２）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第６条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に指定する日までに、津島市地方就職支援金請求書（様式４）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定による交付の請求があったときは、市長は支援金を交付する。

（申請の取り下げ）

第７条 支援金の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、津島市地方就職支援金交付申請取下届出書（様式５）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第８条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、津島市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式６）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、津島市地方就職支援金交付決定通知書【再交付】（様式７）により、交付決定者に再交付するものとする。

（住居等の変更等）

第９条 交付決定者は本市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日）から起算して１年、２年、３年、４年及び５年を経過した各時点において、第４条に規定する申請書の記載内容に係る変更の有無を津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】（様式８－１）により市長に届け出るものとする。

２ 交付決定者は、第４条に規定する申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】（様式８－１）により市長に届け出るものとする。

３ 第２条第３項に基づく交付決定者が就業する法人等は、交付決定者が就業開始日から起算して１年を経過した時点において、第４条に規定する証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等に係る変更の有無を津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】（様式８－２）により市長に届け出るものとする。

４ 交付決定者が就業する法人等は、第４条に規定する証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】（様式８－２）により市長に届け出るものとする。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、第 5 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 支援金の申請日から 1 年以内に要件を満たす職への就業をしなかったとき。
- (3) 支援金の申請日から 1 年以内に本市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）。
- (4) 本市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日）から 3 年未満に本市から転出したとき。
- (5) 就業開始日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（ただし、退職から 3 か月以内に第 2 条第 3 項の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く）。
- (6) 本市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日）から 3 年以上 5 年以内に本市から転出したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、津島市地方就職支援金交付決定取消通知書（様式 9）により当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した支援金があるときは、津島市地方就職支援金返還通知書（様式 10）により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、返還すべき支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 5 号の場合 支援金の額全部
- (2) 前条第 1 項第 6 号の場合 支援金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(支援金の返還の免除)

第 12 条 市長は、前条に規定する支援金を返還すべき事由が、交付決定者の就業した法人等の倒産、災害、交付決定者の病気その他やむを得ない事情によるものであると認めたときは、支援金の返還を免除することができるものとする。

2 支援金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、津島市地方就職支援金返還免除申請書（様式 11）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して返還の免除の可否

を決定し、愛知県知事の同意を得た上で、津島市地方就職支援金返還免除等承認通知書（様式 12－1）又は津島市地方就職支援金返還免除等不承認通知書（様式 12－2）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和 7 年 3 月 31 日までの転入者についても適用する。